

埼玉県作業療法士会員各位

平成 27 年 6 月 20 日
埼玉県MTDLP推進委員 保谷 勝義

生活行為向上マネジメント研修の修了証について

研修会でも報告しましたが、日本作業療法士協会から6月1日付で通達された「生活行為向上マネジメント研修と修了証について」のなかで、修了証に関する部分を下記に抜粋します。参照の上、対応お願い致します。

記

I. 平成 28 年 3 月 31 日までの修了証の扱い（経過処置）

協会「生活行為向上マネジメント研修」の基礎研修修了証取得者は、平成 28 年 3 月 31 日までに実践者研修を修了し、実践者研修修了証を取得すること、**その者は協会会員であるとともに士会員であること、を必須条件とする（協会員のみの方は、速やかに士会に入会して下さい）**

※協会員・士会員のいずれかの入会手続きが終了していないで受講された場合は、修了証発行の要件を満たしていないため、発行がされない場合があります。その場合は再度「ステップ1(概論)」、「ステップ2(演習)」のいずれかあるいは両方を受講する必要があります。

II. 平成 28 年 4 月 1 日からの修了証の扱い

平成 28 年 4 月 1 日からの算定要件該当者は基礎研修+実践者研修のセット、つまり、実践者研修修了証を取得している者に一本化する。

以上